**感染性胃腸炎　感染対策チェックリスト【社会福祉施設等】**

**１．入所者の健康管理と早期発見**

□全体の体調不良者の情報が１日１回集約されている

□入所者が体調不良の場合には他の入所者と隔離対応し、施設医に相談・診察を行えている

□他フロアと交差がある行事や食事を提供する行事について、縮小・延期を検討している

**２．職員の健康管理と早期発見**

□職員の健康診断を定期的に実施し、未受診者に受診を促している

□職員の体調が悪い場合には、管理者へ報告する決まりがある

□職員の体調が悪い場合には、医療機関への受診を促し、受診結果を確認している

□施設内に出入りするパート職員やボランティア等の健康状態を確認している

□職員やボランティア等の有症状者は、症状が治まるまで勤務についていない

**３．手洗いと標準予防策**

□手拭きはペーパータオルか個人用のタオルを使用している

□入所者・職員・来訪者へ手洗いを勧めている

□使い捨て手袋を使用した場合、手袋を外した後に手洗いをしている

□咳がある場合、咳エチケットまたはマスク装着を促している

**４．感染症予防のための環境整備**

□手洗い場・トイレに衛生学的手洗い方法の掲示・石鹸が整備されている

□部屋・風呂・トイレ・廊下や階段の手すり等を定期的に次亜塩素酸Na（0.02%）で清掃している

□嘔吐・下痢などに備えて処理セット（マニュアル・マスク・ガウン・手袋・ペーパータオル・新聞紙・ゴミ袋・次亜塩素酸Na等）が、すぐ近くに準備されている

□定期的に換気を行っている（トイレ・個室・共有部屋など）

**５．研修・マニュアル・連絡体制**

□職員に対する感染症の研修を年１回以上、実施している（最終実施日：　　　年　　月　　日）

□感染症対策マニュアルが準備されている

□マニュアルを定期的に見直している

□研修やマニュアルの内容は職員全体で共有している

□感染症の流行を疑った場合、職員から管理者への報告・連絡方法が決まっている

□感染症の流行時は、流行状況を利用者・家族、職員へ周知している

**６．嘔吐・下痢の処理について**

□嘔吐・下痢のあった場所、日時の確認をしている

□嘔吐・下痢を処理する人は、マスク・ガウン・手袋を着用している

□嘔吐・下痢を処理する時には、十分に換気をしている

□嘔吐・下痢発生時には、処理をする人と入所者を避難させる人とに分担されている

□床が汚染した場合汚物を除いた後、次亜塩素酸Na（0.1％）で広範囲（半径約2ｍ）に消毒している

□嘔吐物が付着した可能性がある食器類は、調理室に戻す前に次亜塩素酸Na（0.1％）で10分以上の消毒、または、85℃以上の熱湯で90秒以上消毒を行っている

□汚れた衣類はビニール袋に密封して、家庭での消毒方法を指導している

□嘔吐・下痢処理後、手袋を外した後に手洗いを徹底している

**７．オムツの処理について**

□使用後のおむつ等はビニール袋に密封して移動し、適切に廃棄している

□汚物の処理方法やおむつ交換等の手技は、職員全体で統一されている

☆チェックのつかない項目は早急に改善しましょう☆